

秋田市住宅情報ネットワークサイト運営要綱

〔平成31年4月26日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における不動産関係団体等が保有するサイトにある空き家および不動産物件の情報を市が運営するポータルサイトにおいて集約し、市に移住又は定住を希望する者に対し、その情報を提供することによって、優良な住宅ストックの有効活用を通じて、移住および定住の促進ならびに中古不動産市場の活性化による空き家の解消を図るための秋田市住宅情報ネットワークサイトの運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物件等 次のアからエのいずれかに掲載されている空き家又は不動産物件をいう。

ア 市が運営する秋田市空き家バンク制度

イ 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会が運営するハトマークサイト秋田

ウ 公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部が運営するラビーネット不動産秋田県本部

エ 秋田市内で活動している特定非営利活動法人が運営するものであって、市長が市への移住および定住の促進ならびに空き家の解消に資すると認めるサイト

(2) 宅建業者等 前1号イからエに掲げる団体に所属している者をいう。

(3) 利用希望者 市内への移住又は定住等を目的として、物件等の利用を希望する者をいう。

(ポータルサイトの運営等)

第3条 市長は、前条第1項第1号イからエに掲げる団体に了承を得た上で、前条第1号各号のサイトを集約したポータルサイトを作成し、運営するものとする。

2 前条のポータルサイトの名称は、秋田市住宅情報ネットワークサイト（以下「ネットワークサイト」という。）とする。

3 前条第1号エに該当する特定非営利活動法人が、ネットワークサイトに自身のサイトの掲載を希望するときは、市長へ申出するものとする。

4 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申出をした特定非営利活動法人に対しその旨を通知し、掲載を開始するものとする。ただし、申出をした特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、ネットワークサイトに掲載しない。

(1) 営利を目的とする者又は団体

(2) 暴力団（秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員（秋田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(4) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体

（物件等の情報提供）

第4条 利用希望者は、ネットワークサイトに掲載された物件等の情報の提供を市長に求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じ、ネットワークサイトに掲載された物件等の情報を利用希望者に提供するものとする。ただし、利用希望者が前条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する者であると認められるときは、物件等の情報を提供しない。

3 利用希望者は、市長から情報を提供された物件等の内覧、契約および交渉等を希望するときは、物件等を担当する宅建業者等に直接申込みするものとする。ただし、市長が行う移住相談等において必要があるときは、市長が物件等を担当する宅建業者等と連絡調整を行うことができる。

4 市長は、物件等の売買、賃貸等に関する交渉および契約の締結につい

ては、直接関与しないものとし、当該交渉および契約の締結において発生した損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(物件等のピックアップ)

第5条 ネットワークサイトに掲載している物件等を担当する宅建業者等は、物件等のピックアップを希望するときは、その旨を市長に申出することができる。

2 前項の規定によるピックアップの申出をすることができる物件等は、原則として戸建ての物件等とする。

3 市長は、第1項の申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、物件等をピックアップして紹介するものとする。

4 前項の規定によるピックアップの期間は、原則として1週間とし、市長の判断又は宅建業者等からの再度の申出により、期間を延長することができる。

5 ピックアップしている物件等が成約したときは、当該物件等を担当する宅建業者等は、市長にその旨を速やかに連絡するものとする。

6 市長は前項の連絡を受けたときは、当該物件等のピックアップを取りやめるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。